

# 伊佐市農業委員会 6 回総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 9 月 27 日 (木) 午前 9 時 02 分から 10 時 24 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (29 人)

会 長 15 番委員  
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	10 番委員	1 番推進委員	12 番推進委員
3 番委員	11 番委員	3 番推進委員	13 番推進委員
4 番委員	13 番委員	4 番推進委員	14 番推進委員
5 番委員		5 番推進委員	15 番推進委員
7 番委員		6 番推進委員	16 番推進委員
8 番委員		7 番推進委員	17 番推進委員
9 番委員		8 番推進委員	18 番推進委員
		9 番推進委員	19 番推進委員
		11 番推進委員	20 番推進委員

4. 欠席委員 (3 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 1 番委員 1 3 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について  
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について  
議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更 (除外) 申出」の意見決定について  
議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について  
議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について  
議案第 6 号「非農地証明願」について  
議案第 7 号「農地付空き家・空き店舗バンクによる下限面積」(地番指定) について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時02分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成30年度 第6回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆様おはようございます。  
利用状況調査については、3ヶ月間ご苦労さまでした。7月、8月は非常に暑くて大変だっただろうと思いますが、9月が若干涼しくなって、9月に集中して調査されたと思います。

また、10月からは稲刈りが始まりますので、体に気を付けて活動して頂ければと思います。

本日は2番農業委員、14番農業委員が欠席で、出席人数は11名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

1番農業委員と13番農業委員に、お願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。

資料の1ページになります。

農業経営基盤強化促進法による利用権解約が4件、田3筆、畑4筆でありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局

議案第1号、「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の、所有権移転についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、伊佐市大口大田に居住されている Y T さんです。

譲受人は、伊佐市大口鳥巢に居住されている認定農業者の SK さん30歳で、経営面積は田49,662㎡、畑14,004㎡、生産牛51頭を飼養しています。

土地の所在地は、伊佐市大口田代字稻荷ノ後2134番1外3筆で、地目は畑、地積は合計3,410㎡で、大口高校より北へ約1kmの譲受人の父の所有する畜舎の隣接に位置し、現況は良く管理された畑であります。

番号2番については、鹿児島県地域振興公社における農地売買等事業を利用した所有権移転売買であります。

譲渡人は、鹿児島市名山町に事務所を置く鹿児島県地域振興公社です。

譲受人は、伊佐市大口山野に居住されている認定農業者の NK さん34歳で、経営面積は田66,761㎡、畑2,298㎡、生産牛10頭を飼養しています。

土地の所在地は、伊佐市大口山野字三丸田3982番で、地目は田、地積は1,925㎡で、山野小学校より北西へ約700mに位置し、現況は良く管理された田であります。

続きまして、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の貸借につきましてご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

期間は3年から20年で、面積は田82,095㎡、畑15,059㎡の計97,154㎡です。利用権を設定する者の数26名、利用権の設定を受ける者の数17名です。

土地の詳細につきましては、3ページ番号1から8ページ番号30のとおりです。

以上説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る9月21日に現地調査を行いましたので、私8番が報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市菱刈新田に居住され、年齢は71歳です。

渡し人 SYさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は63歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字島崎2600番1外3筆で、地目は田、地積は合計5,291㎡と、同じく字島崎2680番2で、地目は畑、地積は261㎡、5筆合計5,552㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は19,344㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、3番農業委員の報告を求めます。</p>
3 農 業 委 員	番	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る9月17日現地調査を行いましたので、私3番が報告いたします。</p> <p>申請人 S Iさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は76歳です。</p> <p>渡し人 T Aさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は47歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈重留字井之上1172番外2筆で、地目は田、地積は合計3,256㎡で、所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は23,569㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、10番農業委員の報告を求めます。</p>
10番 農業委員		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る9月22日現地調査を行いましたので、私10番が報告をいたします。</p> <p>申請人 MSさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は37歳です。</p> <p>渡し人 KJさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は51歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川北字池之上3968番3外1筆で、地目は田、地積は合計3,515㎡で所有権移転売買です。</p> <p>受人の経営面積は、135,198㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号4番、5番については譲受人が同一ですので一括で報告をお願いします。7番農業委員の報告を求めます。</p>

7 番  
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、  
整理番号4番につきまして、去る9月18日に現地調査を行いましたの  
で、私7番が報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は81歳です。

渡し人 MNさんは、鹿児島市千年二丁目に居住され、市外住民で、年  
齢は75歳です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字屋根添176番1で、地目は田、地積は2、  
210㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は215、517㎡で取得可能面積です。農業従事者は  
3名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意  
欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し  
ないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

続きまして、整理番号5番につきまして、去る9月18日に現地調査を  
行いましたので、私7番が報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は81歳です。

渡し人 NYさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は92歳です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字西ノ菌981番外3筆で、地目は田、地積  
は合計4、832㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は215、517㎡で取得可能面積です。農業従事者は  
3名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意  
欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し  
ないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終  
わります。

議 長

7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご  
ざいませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号4番、5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を  
求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号4番、5番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号6番について、譲渡人が死亡により取下げです。

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数6件について、1件の取下げ、5件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）」申出の意見決定について提案いたします。

整理番号1番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）」申出の意見決定の整理番号1番について、去る9月21日、申請人のY Iさん立会いのもと、7番推進委員、19番推進委員、私4番農業委員3名で共同調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 Y Iさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は65歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字狩迫2281番、地目は畑、地積は1,611㎡であります。

所在地は、エスライン九州から東へ約30mに位置し、現況は不耕作地であり、東側は畑、西側は畑、南側は田、北側は畑で、除外後は太陽光発電施設を設置しようと計画されています。

しかしながら、除外後の農地区分は第1種農地、集団性のある10ha以上の農地と判断されるため、転用目的である太陽光発電施設としては不許可相当に該当すると考えられることから、除外は不相当であると判断しました。

添付書類として、農政課からの農用地利用計画書の変更に関わる意見書、農用地利用計画書、計画変更届書、地籍図、全部事項証明書等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において申請地の除外は不相当と判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして、私の報告を終わります。



議	長	<p>4番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番について、第1種農地であるので不適當ということに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、意見並び許可は不適當ということで決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めます。</p>
7番農業委員		<p>議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定の整理番号2番について、去る9月21日、申請人の株式会社KのW氏、I行政書士立会いのもと、1番農業委員、4番推進委員、私7番農業委員3名で共同調査を行いましたので、7番が報告いたします。</p> <p>申請人 株式会社 Kさんは、鹿児島市上福元町に所在しています。</p> <p>申請地は、伊佐市大口平出水字中野2263番11、地目は畑、地積は5,522㎡であります。</p> <p>所在地は、JA伊佐肥育センターの北へ約150mに位置し、現況は畑であり、東側は原野、西側は畑、南側は畑、北側は山林であります。</p> <p>用途区分変更目的は農業用施設となっておりますが、牛舎4棟及び倉庫1棟を建築するというものです。周囲の農地の用水路及び排水路は、確保されています。</p> <p>申請地は、農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われます。</p> <p>添付書類として、農用地利用計画書、計画変更届書、地籍図、全部事項証明書等が提出されています。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において申請地の除外は適當と判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>7番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問</p>

はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、意見並び許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定について、申請件数2件について、意見決定1件が不適當、1件が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、去る9月21日、申請人の株式会社KのW氏、1行政書士立会いのもと、1番農業委員、4番推進委員、私7番農業委員3名で共同調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人 株式会社 Kさんは、鹿児島市上福元町に所在しています。

申請地は、伊佐市大口平出水字中野2263番11、地目は畑、地積は5,522㎡で、農地区分は農用地区域内農地であります。

転用目的は、牛舎及び農業用倉庫であり、周囲に与える影響はないものと思われま。

隣接農地については現状のままで利用し、表面舗装し被害防除計画書に記載されているので支障はないものと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、

		私の報告を終わります。
議	長	7番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号2番について、1番農業委員の報告を求めます。
1 番 農 業 委 員		議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号2番について、去る9月21日、申請人のTKさんの御主人TTさん立会いのもと、7番農業委員、4番推進委員、私1番農業委員3名で共同調査を行いましたので、1番が報告いたします。 申請人TKさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は71歳です。 申請地は、伊佐市大口山野字堀ノ内5277番、地目は田、地積は548㎡で、現状はパイプハウス及び農業用倉庫と倉庫への進入路となっており、農地区分は第2種農地であります。 転用目的は農業用倉庫として使用することです。 所在地は、山野駐在所の横で道路を挟み約30mに位置し、南側は宅地及び畑、東側は田、北側は宅地、西側は倉庫で周囲に与える影響はないものと思われます。 南側の農業用倉庫については、平成10年に許可も得ず建ててしまったとことで始末書が添付されています。 添付書類として、事業計画書、汚廃水処理確約書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書申請書、全部事項証明書、始末書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議長 1番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について処分決定2件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る9月21日、申請人のS株式会社HのHさん、Kさん立会いのもと、11番農業委員、12番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈前目に所在する S 株式会社 H K長 TA さんで、一般法人です。

譲渡人は、愛知県西加茂郡三好町に居住されている MS さんで、市外住民です。

相続人代表が、伊佐市菱刈前目に居住されている MM さんです。

本申請は、平成30年10月1日から平成31年3月31日の期間借地の一時転用で、転用目的は試錐現場（ボーリングイ）として使用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈前目字宮之尻3177番2外1筆で、地目は田、地積は合計1,274㎡で、農地区分は農用地区域内農地です。

所在地は、菱刈中学校から東へ約2 kmに位置しており、南側、東側は山林、北側は道路を挟んで空き家、西側は道路を挟んで田であり、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、法定添付書類一式、松尾守さんの相続人同意書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、土地賃借契等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る9月21日、事務局立会いのもと、2番推進委員、私13番農業委員2名で共同調査をいたしましたので、13番が報告いたします。

譲受人は、和歌山県有田郡有田川町に事務所を置く 株式会社 R 代表取締役 HTさんで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口田代に居住されている HYさんで、年齢は61歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口田代字柳ヶ谷49番254で、地目は畑、地積は2,413㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、三宝保全から西へ約1.5 kmに位置しており、南側は畑、東側は山林、北側は太陽光発電施設、西側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数396枚、発電容量49.5 kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、見積書、残高証明書、地籍図、配置図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る9月21日、事務局立会いのもと、2番推進委員、私13番農業委員2名で共同調査をいたしましたので、13番が報告いたします。

譲受人は、長崎市出島町に居住されているSSさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されているHKさんで、年齢は57歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口宮人字長迫436番32で、地目は畑、地積は1,693㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、北薩病院から南西へ約1kmに位置しており、東西南北全て畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数324枚、発電容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、見積書、融資証明書、地籍図、配置図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る9月21日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、11番農業委員、12番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、長崎市出島町に居住されているSSさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されているYMさんで、年齢は77歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3110番1外1筆で、地目は畑、地積は合計1,546㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、本城小学校から西へ約700mに位置しており、南側は宅地、東側は道路を挟んで畑、北側は山林、西側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電事業であります。パネル設置枚数320枚、設置容量49.5kwを予定しております。

添付書類として、全部事項証明書、地図等の法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5について、去る9月21日、申請人のS Iさん立会いのもと、7番農業委員、19番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈市山に居住されている S I さんで、年齢は69歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈市山に居住されている YM さんで、年齢は86



歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字新町2410番2、地目は畑、地積は1,632㎡であります。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は展示場となっており、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、ナフコ菱刈店から北東へ約1kmに位置しており、南側は宅地、東側は畑、北側も畑、西側は雑種地であり、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号6番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る9月21日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、3番推進委員、私8番農業委員の2名で共同調査をいたしましたので、8番が報告いたします。

譲受人は、霧島市隼人町に居住されている TKさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている HKさんで、年齢は77歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設への取り付け道路となっており、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字島崎2504番5で、地目は畑、地積は111㎡です。

所在地は、広木建具より東へ約200mに位置しており、東側は宅地、西側も宅地、南側は市道、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書、全部事項証明書、字図、資金証明書、事業計画書、被害防除計画書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号7番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る9月21日、申請人のKSさん立会いのもと、7番推進委員、19番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈前目にある株式会社K代表取締役KSさんで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されているTHさんで、年齢は82歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は資材置場及び駐車場となっており、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

申請地は、伊佐市菱刈前目字氏迫4490番外1筆で、地目は畑、地積は合計729㎡です。

所在地は、菱刈庁舎から北東へ約500mに位置しており、南側は山林、東側も山林、北側は道路を挟んで畑、西側は山林で、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号8番について、3番農業委員の報告を求めます。

3 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定に  
農 業 委 員 員 についてのうち、整理番号8番について、去る9月21日、申請人の代理人  
Tさん立会いのもと、14番推進委員、私3番農業委員の2名で共同調査  
をいたしましたので、3番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市上竜尾町に居住されている MTさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市菱刈南浦に居住されている TTさんで、年齢は67歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字柴江1294番2外1筆で、地目は畑、地積は合計1,878㎡です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、南九州変電所から西へ約100mに位置し、南側は太陽光発電施設、東側は道路、北側は太陽光発電施設、西側は山林であり、周囲に与える影響はないものと思われま。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数336枚、設置容量90.72kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、資金証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号8番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号9番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番について、去る9月21日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、10番農業委員、12番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、東京都千代田区神田多町にあるM(株)代表取締役社長NTさんで、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている TTさんで、年齢は49歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は業務用資材置場で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3138番3で、地目は畑、地積は135㎡です。

所在地は、本城小学校から南南西へ約700mに位置しており、南側は宅地、東側は畑、西側及び北側は太陽光発電施設であり、周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、全部事項証明書、申請書、事業計画書、残高証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、会社の全部事項証明書、定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。  
整理番号9番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号9番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数9件について、処分決定9件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。  
整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして  
農 業 委 員 て去る9月21日、申請人の代理人 IKさん立会いのもと、15番農業  
委員、15番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましてので、  
9番が報告いたします。

申請人 IMさんは、伊佐市大口青木に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口青木字上ノ墓元2221番外1筆で、地  
目は畑、地積は合計450㎡です。

周辺の状況は、東側は宅地、西側は宅地、南側は田、北側は宅地となっ  
ており、平成10年4月に自宅を建設した時に、転用の許可を受けず宅地  
として利用してしまったとのことでした。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性  
は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が  
提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告  
を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は  
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の  
挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまし  
農 業 委 員 て去る9月21日、申請人のHHさん立会いのもと、15番農業委員、1  
5番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましてので、9番が  
報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市菱刈川北に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈市山字小苗代原2487番1、地目は畑、地積は105㎡です。

周辺の状況は、東側は畑、西側は宅地、南側は市道、北側は宅地となっております。

相続を受ける前から第3者の住宅通路として利用されていたとのこと  
です。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は  
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の  
挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第6号「非農地証明願」2件申請のうち2件の許可が決定いたしま  
した。

————— 議案第7号 —————

議 長 議案第7号「農地付き空き家・空き店舗バンクによる下限面積」(地番  
指定)について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号「農地付き空き家・空き店舗バンクによる下限面積」(地番  
指定)について、事務局より説明いたします。

整理番号1番の申請人 YKさんは、市外在住の方です。

申請地は伊佐市大口曾木字本屋敷1490番1で、曾木小学校より北に約200mに位置し、地目は田、地積は225㎡で、良く管理された農地であります。

添付書類として、全部事項証明書が添付されており、規程により指定農地として指定しても何ら問題はないと思われます。

続きまして、整理番号2番の申請人 MKさんは、市外在住の方です。

申請地は伊佐市大口山野字里畑4717番外1筆で、旧山野中学校より北に約400mに位置し、地目は田、地積は合計1,545㎡で、良く管理された農地であります。

添付書類として、全部事項証明書が添付されており、規程により指定農地として指定しても何ら問題はないと思われます。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
農地付き空き家・空き店舗バンクによる下限面積(地番指定)について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

議 長 よって、議案第7号「農地付き空き家・空き店舗バンクによる下限面積」(地番指定)について、決定いたしました。

議 長 その他。事務局お願ひします。

事 務 局 総会資料の最終ページをお開きください。9月の月例報告をします。  
去る5日、9月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局職員が出席しております。

21日、現地調査を一斉にしております。27日、本日で第6回農業委員会の総会です。

10月の行事予定ですが、5日に10月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。25日が現地調査です。30日が第7回の農業委員会の総



会です。

月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

事務局 来年の3月31日で農業委員会委員さん及び農地利用最適化推進委員さんの任期満了に伴い、9月議会において定数削減に伴う条例改正を行う旨の話を8月総会時にしましたが、そのことにつきまして先週の9月23日の最終議会におきまして条例改正が承認されましたので、来年4月から農業委員会委員さんにつきましては15名を13名に、また、農地利用最適化推進委員さんにつきましては20名を15名になります。

そこで広報紙の10月号で来年3月末での任期満了に伴い、募集公募について掲載されますのでよろしく願いいたします。以上です。

議長 他にないでしょうか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

事務局 これで、平成30年度 第6回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時24分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長 .....

伊佐市農業委員 ..... 1 番 .....

伊佐市農業委員 ..... 1 3 番 .....